

危険物施設の休止・再開の届出手続き

※危険物施設を 3 か月以上に渡り休止しようとする場合、または、休止していた危険物施設を再開しようとする場合の届出です。

注意：将来に向い完全に危険物施設としての機能を失わせる場合は、「廃止届」になります。

手 続 き の 時 期	事前に届出が必要
手 続 き 可 能 な 方	危険物施設の「所有者」・「管理者」・「占有者」
代理人による手続き	可（委任状が必要）
手 続 き 方 法	直接窓口で申請する。 ※現在、新型コロナウイルス感染拡大対策の一環として、郵送による手続きを推奨しています。詳しくは、備考欄をご確認ください。
必 要 書 類	次の書類は、正本 1 部、副本 1 部 合計 2 部提出してください。 01 危険物製造所等使用休止・再開届出書（様式第 1 2 号） 02 その他 03 再開時には施設の維持状況が確認できる書類を添付（定期点検表等）
お持ちいただくもの	上記の必要書類一式 印鑑（訂正がある場合、窓口に来られる方の印鑑が必要です。）
手続きにかかる費用	無料です。
所 要 時 間 の 目 安	書類の確認には数日必要です。その後、必要に応じて現地確認を行います。
提 出 先 (窓 口)	窓 口 川越地区消防局 予防課保安担当 所 在 埼玉県川越市神明町 4 8 番地 4 庁舎 2 階 電話番号 0 4 9 - 2 2 2 - 0 7 4 4 メ ー ル yobou@119kawagoechiku.jp 受付時間 8 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分、1 3 時 0 0 分～1 7 時 1 5 分 (土曜、日曜、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。) ※窓口に来られるときは、事前にご連絡をお願いします。 担当が他の業務を行っている場合、長時間お待たせしてしまう場合があります。
備 考	郵送手続きの流れ 01 準備した書類を「PDF ファイル」にて、消防局予防課にメール送信 02 消防局予防課で内容を確認 03 メールにてご担当者に結果連絡 04 郵送（必要書類正副 2 部、返信用封筒（レターパック推奨）、切手） 05 消防局予防課で受付 06 事務処理後、返信用封筒に処理した副本を郵送で返却 07 受取（事業所） 留意事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送配達日を平日に指定してください。 ・ 返信用封筒に貼付する切手が重量超過のため、郵送できない場合があります。ご注意ください。(レターパック推奨)
<p style="text-align: center;">説 明</p>	<p>(1) 製造所等の「休止」は、休止期間中の法的義務を免責すべき法律効果を有しません。したがって、保安監督者の選任義務、定期点検の実施義務等は、依然存在することになります。</p> <p>(2) この届出は次に掲げる場合に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 製造所等の使用を3月以上休止しようとするとき。 イ 休止した製造所等の使用を再開しようとするとき。 <p>(3) 休止中は次の事項に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 危険物の貯蔵又は取扱いをしないこと。 イ 施設の管理責任者を明確にしておくこと。 ウ 出入口、注入口の施錠等防火管理を十分行うこと。 <p>(4) 再開する場合は、保安監督者の選任、定期点検の実施及び位置、構造若しくは設備に不備がないこと等、危険物製造所等が法令に適合していることを確認してください。</p> <p>(5) 休止又は再開するときは、休止又は再開する前に届出をしてください。</p> <p>(6) 休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、別途仮取扱承認を受ける必要があるので留意してください。</p>